

No: 2681/UBND-KGVX

十分な要件を満たした者に対する
7日間の医療隔離の実施展開について

ハノイ、2021年8月18日

宛先：保健局、司令部、公安局、各区・郡の人民委員会

2021年8月4日、Covid-19 ワクチンを十分なドーズで受けた入国者に対する医療隔離期間の短縮に関する通達 6288/CV-MT を公布； 外国の予防接種証明書、Covid-19 治癒証明書のチェック及び承認を案内する 2021年8月6日付外務省領事局通達 2974/LS-PL が出された。（これらの通達の）実施を展開し、Covid-19 予防対策を確保するために、ハノイ市人民委員会は、各局、各機関、各区・郡の人民委員会に対して、以下の内容の実施を要請する：

1. 入国者に対して

1.1 ハノイ市への入国を許可された際、以下の要件を満たした場合、7日間の医療集中隔離及び7日間の医療観察を実施することとなる：

- 出国する 72 時間以内に発給される SARS-CoV-2 陰性証明書（RT-PCR/RT-LAMP 法）（以下、SARS-CoV-2 陰性証明書と呼ぶ）
- COVID-19 ワクチンの全用量を投与され（最後の用量は入国の少なくとも 14 日から 1-2 か月以内に投与された）、かつワクチン接種証明書を有する。又は SARS-CoV-2 に感染（入国の 6 か月以内の単一サンプルでの RT-PCR 法による SARS-CoV-2 陽性証明書 取得）に加えて、治療を行った国の権限を有する機関に発行された COVID-19 治癒証明書 又はその治癒を確認できる同等の文書を有する

上記の各種証明書は、外務省外務局通達 No. 2974./LS-PL に書いてある要件を満たした場合に認められる。

1.2 入国者が 7 日間の医療隔離を受けるための要件を十分に満たした場合

- 入国ゲートから集中隔離施設までの移動中及び集中隔離施設から居住地までの移動中、常に 5K、特にマスクの着用、間隔維持及び Bluezone アプリの活用をしなければならない。
- 保険省及びハノイ市人民委員会の規定に従って、隔離及び隔離後の健康観察をしっかりと実施する。
- 医療観察期間中：医療集中隔離を完了した人は、入国日から 14 日目の最終日まで引き続き Bluezone アプリを活用する。5K、特にマスクの着用、不集会、人混みの場所へ来ないことを常に実施する。保険省及びハノイ市人民委員会の Covid-19 予防対策を厳守する。

2. 保健局

- 2021年7月21日付ハノイ市人民委員会通達 2318/UBND-KGVX のガイダンス、2020年9月11日付ハノイ市人民委員会通達 4436/UBND-KGVX に従った入国のケース及びハノイ市の各種指導文書に従って、各機関・組織の書類の受理・処理する。
- 本通達 1 に規定される要件を満たした場合に対する 7 日間の医療集中隔離とその後の 7 日間での医療観察の実施を案内する。
- 入国後の 1 日目及び 7 日目に行われる SARS-CoV-2 検査の実施を指導する（1 日目は抗原クイックテスト又は RT-PCR 法の使用が可能である。7 日目は必ず単一サンプルの RT-PCR 法を使用しなければならない）。陽性となった場合、規定に従って処理する。
- 入国者の隔離の実施における課題をまとめて解決策をハノイ市人民委員会による検討・解決

ハノイ市人民委員会は、各局、各業、各区・郡・町の人民委員会及び関連機関に対して、本通達の厳格な実施を要請する。

人民委員会の代表
人民委員長代理
チュ・スアン・ズン副人委員長

送り先：

上記の通り

首相府

Covid-19 国家指導委員会

各省庁：保険省、外務省、労働傷病兵社会問題省

ハノイ市党委書記

ハノイ市党委副書記

ハノイ市人民評議会常務委員会

ハノイ市人民委員長

ハノイ市各副腎民委員長

公安局出入国管理局

各局：労働傷病兵社会問題局、外務局、観光局

情報通信局

北部空港当局

ノイバイ国際空港

ハノイ市工業団地・輸出加工区管理委員会

ハノイ市の各報道局、新聞社

人民委員会事務局、事務局長、各次長

化学教育社会問題課等

保管用